

一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会のご案内

平成23年8月9日
一般社団法人
農林水産物等中国輸出促進協議会

昨年12月に筒井農林水産副大臣が中国農水産業分野最大の国有企業である中国農業発展集団総公司(中農集団)劉董事長(会長)とかわした覚書において、日本産農林水産物・食品等(日本産品)の中国への輸入拡大に中農集団が積極的に努めることになりました。それに基づき、中農集団やその専門子会社の中国農産食品有限公司(農産食品)が、日本産品を積極的に輸入していきます。また、中国政府所有の全国農業展覽館(北京市)内に日本産農林水産品・食品常設展示館(本常設展)を開館し、展示即売を行い中国国民に日本産品を体感してもらうことで、日本産品を大きくPRして参ります。その日本側民間実行機関として、一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会(当法人)を本年7月11日に設立し、当法人が中農集団や農産食品(中農集団等)と協議・協力することとなりました。

本常設展については、本年9月20日の開館を目指し現在準備を進めているところです。6月末には中農集団鄭總經理(社長)、農産食品熊董事長(会長)らが来日し、具体的な日本側出展希望品目リストを手交し、今後の具体的な取引方法等を話し合いました。

つきましては、本常設展における展示や今後の中農集団等への輸出販売について別紙の通りになります。これらのことに留意した上で、本常設展への展示希望や農産食品との取引希望がある方は、所定の様式で会員の申込を下さい。中国市場は成長著しく魅力的な市場である一方、輸入の規制や独特の商慣習等から輸出が難しかったところですが、当法人を活用し実際の商取引を伴った中国輸出へ積極的に手を挙げて頂ければ幸いです。

連絡先：(住所)	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1 新紀尾井町ビル7階
(TEL)	03-3239-0155
(FAX)	03-3239-0327
(E-mail)	info@paaffec.jp (ご質問はメールでお願いします。)

1. 一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会の概要について

1. 協議会の組織について

【役員】 理事会において主要事項の決定を行う者。社員総会で、社員の中から選任されます。必要に応じて社員でない者になることも可能です。

代表理事：田中 公男

[当法人を代表し、業務全般を執行し統括する。]

理事：紺野 和成(社団法人日本農業法人協会専務理事)、
三輪 芳弘(日本一般用医薬品連合会副会長)、田中公男
[理事会の決議による委任範囲で当法人の業務を執行する。]

監事：有田 智徳(弁護士)
[理事の職務執行の監査や、理事会への報告等を行う。]

【社員】 社員総会において各業界を代表し、当法人としての意思決定を行う者。そのため、各業界団体が社員として参画する姿を目指します。

設立時社員：理事3名、岩間達夫(日本食肉輸出入協会専務理事)、
一般社団法人日本木材輸出振興協会

参加表明：社団法人大日本水産会、社団法人日本農業法人協会、
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 等

【会員】 理事会で作成する会則で会員契約を当法人と結び、会費を納めた者。会員になる際、社員との関係性は一切関係ありません。詳細については「IV. 会員の権利・義務等について」をご参照下さい。

2. 協議会の運営について

【理事会】

理事会は、①会則の作成・変更、②業務執行の決定、③理事の職務の執行の監督、④代表理事の選定及び解職、を行い、当法人の主要事項の決定を行います。

【社員総会】

主たる事務所の所在地において、定時社員総会を毎事業年度の終了後3 か月以内に、臨時社員総会を理事会の決議により必要に応じて、開催します。代表理事の作成する事業計画と収支予算の承認、分科会意見の採用検討などの当法人全体の意思決定を行います。

総社員の5分の1以上の求めがあれば、代表理事に対して、社員総会の招集を請求することができます

【分科会】

会員や社員は、事業分野ごとの分科会に入会できます。各分科会は、所属する各会員からの中国への日本産品輸出に関する諸問題等についての意見や要望を集約し、当法人に対し意見できます。理事会又は社員総会において相当と認められた際、当法人は、関係機関との協議等の適切な処置をとります。

- (1) コメ
- (2) 野菜・果樹
- (3) 畜産物(肉・乳製品、粉ミルク)
- (4) 加工食品
- (5) 林産物
- (6) 水産物
- (7) 健康食品
- (8) 酒類
- (9) その他
- (10) 特別会員

II. 日本産農林水産品・食品常設展示館について

1. 本常設展の概要（農産食品からの聞き取った予定）

- 常設展示館は5年契約で、2016年5月31日まで中農集団が中国農業部から借ります。10年に延長する優先権も獲得しています。
- 10月初旬の国慶節前に当たる9月20日の開館を目指します。
- 休日はありません。午前11時から午後9時まで営業します。レストランによる集客のために、ディナー時である午後9時までの営業。
- 平日は主に、小売店や飲食店の仕入れ担当者等、BtoBを主とします。
- 土日は主に、北京の富裕層や観光客や外国人等、BtoCを主とします。
- 地上2階、地下1階の計3階建てです。建物の総床面積は約5000㎡ですが、共用設備の関係で契約面積は約4800㎡となります。
- 1階に、蔵〔農産品(米、青果物など)〕、草原〔畜産品、乳製品〕、海に浮かぶ船〔水産品〕をイメージした3つのメインテーマブースを設けます。また、各企業・県毎に出展するブースは1区画12㎡となります。
- 2階に、日本食材を使用したレストランを大きく設け、様々な活動スペースを構えます。
- 地下1階に、倉庫や事務所等を設置します。共用設備もあります。

2. 常設展における取扱品目

日本で生産された農林水産物、加工食品、飲料等はもちろん、健康食品やその他食に関連した製品、地域の伝統工芸品など、従来の農林水産品・食品の発想にとらわれない幅広い展開を考えています。ただし、東日本大震災での福島県第一原子力発電所事故の影響による中国政府の輸入規制措置を受けた10都県産品については、規制緩和されない限り取引は難しいそうです。

検疫条件・衛生条件が整っていないため輸出できない品目については、特別に通関できるよう、中農集団等による働きかけだけでなく、当法人から日本や中国の政府機関等とも話を進めているところです。

3. 本常設展における出品・販売の条件

- 本常設展における販売は、農発食品への委託販売が基本となります。
- 委託販売に当たっては、まず当法人一般会員が常設展示館における販売価格を提示し、農発食品と交渉いただきます。農発食品は、本常設展において大きな利潤を上げることは考えておらず、本常設展の維持に必要な販売価格の掲示を希望しています。
- 決済通貨は、円建てとする方向で農発食品と最終調整しています。
- 農発食品は、販売価格の何%かを運営費用として受け取ります。
- 委託販売のため、輸送費や売れ残り等の処分に関する費用は、当法人一般会員の負担となります。そのようなことも考慮し、価格提示をお願いします。

- 本常設展における売れ筋商品になったものについては、当法人一般会員と農発食品の交渉により、農発食品による買い取り取引となる可能性もあります。

III. 農発食品への輸出取引について

1. 農発食品への輸出販売の条件

取引対象となるのは、基本的には、本常設展における売れ筋の商品となります。例外としては、農発食品が求める商品、又は、当法人が強力に推薦する商品が考えられます。

輸出販売する日本産品については、特別通関だけでなく通常通関で取り扱う予定です。通常通関できるよう中農集団等が中国政府等へ働きかけ、当法人が連携して日本国政府機関等へ働きかけを行います。こちらも決済通貨は、円建てとする方向で農発食品と最終調整しています。

2. 農発食品の事業展開について（農発食品からの聞き取った予定）

- 優先順位は、①飲食店向けの販売、②ギフト用団体購買向けの販売、③消費者への直接販売、としました。
- 中国では、飲食業の伸びが一番著しいため、重点化販売先とします。また、加工食品売り上げの伸びも著しく、飲料・レジャー食品(ケーキ等)・調味料は特に著しく成長しています。これらは高級化需要があり、日本産品に期待できます。消費者への直接販売は、放射能によるイメージ低下について、安全性のPRにより消費者意識が変わってから力を入れたいと考えています。
- 農発食品による販売先別の戦略は、以下の通りになります。

	飲食店向け	ギフト用団体購買向け	消費者への直接販売
主要産品	牛肉、日本酒	米	肉製品、米、粉ミルク
次点産品	米、調味料	牛肉、日本酒、果物	日本酒
備考	日本食に限らず、全分野へ出荷。	ボーナスの支給が現物で行われる。	小売店は、飲食店併設で展開する予定。

IV. 会員の権利・義務、その他の事項について

1. 本常設展への出品や農産食品との取引に当たっての必要条件

本展示館への出品、農産食品への輸出販売については、中農集団等との協議の結果、当法人が日本側の窓口となりました。本展示館にかかる経費については、日中双方が協力して負担し、日本側の負担については当法人が負担します。そのため、本展示館への出品、農産食品への輸出販売される事業者の方は、当協議会の一般会員になっていただく必要があります。(「IV. 会員の権利・義務等について」を参照。)

2. 一般会員について

(資格)

当法人の支援を受けて日本産品を農産食品へ輸出販売することを考えている事業者(個人、法人、団体等)が、一般会員となることができます。所定の様式で申込みをし、理事会の承認を得ることが必要です。1000社程度を目指します。

(権利)

- 農産食品への輸出販売ができます。
- 中国において中農集団等と当法人が共催する日本産農林水産品・食品常設展示会への出品ができます。
- 分科会において中国への日本産品の輸出に関する諸問題について意見、要望等を提出し、当法人に対して意見できます。

(会費)

当協議会の一般会員となって頂くため、入会金(15万円)、年会費(10万円)を以下の口座へお支払いいただきますようよろしくお願い申し上げます。

※ ただし、零細な事業者(常時雇用者が20人以下、かつ、年間売上高3億円未満)に関しては、当法人の特別会員となる輸出促進団体傘下の事業者に限り、一般会員としての会費を免除します。

※ お支払いいただいた入会金、年会費について、年度途中の退会等の理由による返還要求には一切応じません。

(振込先)

農林中央金庫 本店 (958) 口座番号 7255500
一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会

3. 特別会員について

(資格)

当法人の行う中国輸出促進に資する団体については、団体自体が日本産品を輸出する事業者でなくても、特別会員となることができます。都道府県やそ

の農林水産物等輸出促進団体を想定しており、日本全国の輸出促進団体が加入することを目指します。

(権利)

- 分科会において中国への日本製品の輸出に関する諸問題について意見、要望等を提出し、当法人に対して意見できます。
- 当協議会の特別会員となる輸出促進団体傘下の事業者に限り、零細な事業者（常時雇用者が20人以下、かつ、年間売上高3億円未満）に関しては、一般会員としての会費を免除します。

(会費)

当協議会の特別会員となって頂くため、入会金(75万円)、年会費(50万円・月割)を以下の口座へお支払いいただきますようよろしくお願い申し上げます。

※ お支払いいただいた入会金、年会費について、年度途中の退会等の理由による返還要求には一切応じません。

(振込先)

農林中央金庫 本店 (958) 口座番号 7255500
一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会

4. 商標使用料について

本常設展における販売や、農発食品による販売(飲食店への納入、現物支給用の法人販売、ネット通販、自社小売店舗での販売等)にあたり、当協議会と農発食品双方の商標を付すことで徹底的な模造品の排除を行います。それらの商標使用料として、輸出販売金額の1%を当法人に納めて頂くようお願い致します。

5. 基金について

当法人は、社員や会員やその他第三者に対して基金の募集を行う事ができません。基金に関しては無利子ではありますが、返還のメドがつき次第、定時社員総会の決議によって返還していきます。

基金の拠出者は、当法人の業務の遂行に関し、理事会に対し意見を述べる事ができます。また、基金の拠出者が一般会員でもある場合は、中農集団を始めとする中国の企業・団体との取引において、当法人の優先的な支援を受けることができます。

最後になりますが、会員の方からの会費や商標使用料等により常設展示館を含めた本協議会の運営を行い、実際の商取引を伴った中国への輸出促進に励んで参りますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上